

## 論点整理（素案）

**1 マスメディア集中排除原則の基本的考え方****1 「集中排除原則」の意義**

- ・ マスメディア集中排除原則の意義について、どのように考えるか

（参考）放送政策研究会最終報告（15年2月）

「マスメディア集中排除原則は、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにし、健全な民主主義の発達に寄与しようとするものである（放送法第1条、第2条の2、電波法第7条第2項第4号）」

**2 「集中排除原則」の政策目的**

- ・ 「多元性」、「多様性」、「地域性」の確保をマスメディア集中排除原則によって達成すべき重要な政策目的とすることについて、どう考えるか

**3 「集中排除原則」の政策目的の確保の手法**

- ・ 政策目的の確保のための手法として、出資比率等による間接的な手法（構造規制）のほか、番組比率規制等による直接的な手法（行為規制）もあり得るが、これについて、どのように考えるか

**4 諸外国の動向**

- ・ 諸外国におけるマスメディア集中排除原則に係る近年の動向はどうなっているのか

## II 各論

### BS放送関連

#### 1 BSデジタル放送を取り巻く環境の変化

- ① BS放送事業者の経営状況及び将来の見通しはどうか
- ② 周波数事情（有限希少性）に変化はあるのか
- ③ 社会的影響力に変化はあるのか
- ④ その他の状況変化はあるのか
- ⑤ 「総合放送」、「無料・広告放送」という実施形態についてどう考えるか
- ⑥ CS放送と違いがあるのか
- ⑦ 「準基幹放送」という位置付けに変化はあるのか

#### 2 規制緩和の必要性（兼営の必要性）

- ① 地上波と兼営することのメリットは何か
- ② H15に行われた議決権比率50%までの緩和では対応できない問題点は何か
- ③ それらの問題点は、兼営でなければ解決できないのか

#### 3 多元性・多様性・地域性の確保（放送政策研究会最終報告で示された「懸念」）

- ① 多元性
  - ・ 基幹的放送メディアである地上放送と全国放送を基本とする準基幹的放送メディアとしての成長が期待されるBSデジタル放送との間での兼営は、多元性の確保の観点から問題があるのではないか
  - ・ また、地上放送、衛星放送、新聞という社会的影響力が大きな3つの事業の支配が可能になるとのおそれもあるのではないか
- ② 多様性
  - ・ 編成によっては、地上放送と衛星放送で同一の番組が放送されることが増えるおそれがあり、視聴者にとって放送番組の選択肢が減少する可能性があるのではないか
- ③ 地域性
  - ・ キー局がBSデジタル放送と兼営する場合には、現在キー局と連携し全国放送のネットワークを形成している地上ローカル局に深刻な影響を与え、我が国における地域に根ざした情報発信メディアの存立にも影響を与えるおそれがあるのではないか

#### 4 他の事業者とのイコールフットイング

- ① 新規参入予定者とのイコールフットイングについてどう考えるか
- ② 既存の他の事業者（WOWOW、スターチャンネル）とのイコールフットイングについてどう考えるか

### CS放送関連

- 1 CS放送について、緩和が必要とされる理由は何か
- 2 CS放送を取り巻く環境等に変化はあったのか
- 3 そのような緩和について、多元性、多様性、地域性の確保の観点から、問題はないか

### FM放送関連（FM・テレビの兼営等）

- 1 FM放送について、緩和が必要とされる理由は何か
- 2 FM放送を取り巻く環境等に変化はあったのか
- 3 そのような緩和について、多元性、多様性、地域性の確保の観点から、問題はないか

### コミュニティ放送関連

- 1 コミュニティ放送について、緩和が必要とされる理由は何か
- 2 コミュニティ放送を取り巻く環境等に変化はあったのか
- 3 そのような緩和について、多元性、多様性、地域性の確保の観点から、問題はないか

### AM放送関連

- 1 AM放送について、緩和が必要とされる理由は何か
- 2 AM放送を取り巻く環境等に変化はあったのか
- 3 そのような緩和について、多元性、多様性、地域性の確保の観点から、問題はないか

(参考)

放送政策研究会最終報告（15年2月）（抜粋）

Ⅱ マスメディア集中排除原則の在り方について

1 マスメディア集中排除原則とその政策目的

(4) マスメディア集中排除原則の政策目的

- ① マスメディア集中排除原則は、直接には、1の者により所有又は支配できる放送局等の数を制限することにより、視聴者にとって、異なるさまざまな放送主体（他者によって支配されない主体）を確保するという「多元性」の確保を目的とするものである。この「多元性」の確保は、同時に、視聴者がさまざまな放送番組を選択し、情報を入手することが可能となるといった「多様性」の確保にもつながり得るものである。また、県域単位の放送を基本とする放送普及基本計画による置局の方針と相まって、視聴者にとって地域に根ざした情報発信メディアが存在することといった観点での「地域性」を確保する役割も果たしている。
- ② 現行のマスメディア集中排除原則の見直しの検討に際しては、放送の健全な発達を図るとともに視聴者が放送による利益を享受し得るため、「多元性」、「多様性」、「地域性」をマスメディア集中排除原則によって引き続き達成すべき重要な政策目的とすることが適当であると考えられる。

(5) 地域性の確保手法

県域単位の放送を基本とする地上放送にとって、地域に根ざした情報発信メディアとしての「地域性」は特に重要である。「地域性」の確保に関しては、放送普及基本計画による放送対象地域ごとの計画的置局とマスメディア集中排除原則による出資比率等の構造規制による間接規制を併用する手法の他に、ローカル番組比率規制や地方プロダクション比率を義務付ける等といった番組への直接規制という手法も想定し得る。表現の自由との係わりなどを考慮すると、番組への直接規制よりも出資比率等を通じた間接的な手法を用いる方が表現の自由に対する制約につながるおそれが少ない面があることに留意する必要がある。